

佐久大学・佐久大学信州短期大学部における障害を理由とする  
差別の解消の推進に関する対応指針

(目的)

第1条 この指針（以下「対応指針」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第8条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、佐久大学・佐久大学信州短期大学部（以下「本学」という。）の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者差別解消法に則り、すべての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組めるよう監督するとともに、障害のある者が障害のない者と平等に教育及び研究に参加できるよう機会を確保する。

(定義)

第3条 この対応指針において、障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、学生、教職員、学外者を問わず、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、本学における教育及び研究、その他活動全般において、そこに関わる者すべてを対象とする。ただし、労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者差別解消法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

2 この対応指針において、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は、障害者に対して、別紙留意事項の示すところにより、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 この対応指針において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、本学における教育及び研究、その他活動全般について、機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、別紙留意事項の示すところにより、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。

2 本学は、個々の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うため、事前的改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等）に努めることとする。

3 教職員は、障害者に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等が変化することに合わせ、適時、見直しを行うことに努めることとする。

(学長の責務)

第6条 学長は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また、障害者に対し合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害者差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害者差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 学長は、障害者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第7条 本学における障害者差別解消法第14条の規定に基づく、障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口は、学生総合支援センターとする。

2 前項の相談窓口については、必要に応じて、相談に対応する教職員の確保、充実を図るものとする。

(紛争の防止等に関する体制の整備)

第8条 本学における障害者差別解消法第14条の規定に基づく、障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための組織は、ハラスメント対策委員会とする。

(研修・啓発)

第9条 本学は、障害者差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに教職員となった者に対しては、障害者差別の解消に関する基本的な事項について理解を深めさせるため、また、新たに監督者となった教職員に対しては、障害者差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解を深めさせるため、研修を実施する。
- 3 教職員に対し、障害特性を理解するとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備し、意識の啓発を図る。

(情報公開)

第10条 本学は、障害のある進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等について、ホームページ等を通じて公開することとする。

(対応指針の見直し)

第11条 本学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み、必要に応じて、対応指針を見直し、充実を図るものとする。この際には、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。また、障害者差別解消法及び基本方針の見直しに合わせ、この対応指針も見直すものとする。

附 則

この対応指針は、令和5年4月1日より施行する。

## 別紙

### 佐久大学・佐久大学信州短期大学部における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応指針に係る留意事項

「佐久大学・佐久大学信州短期大学部における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」第4条及び第5条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

#### 第1 不当な差別的取扱いにあたり得る具体例（第4条関係）

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いにあたり得る具体例としては、次のようなものがある。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下例示)

- 合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障害があること、情報保障等の合理的配慮の用意ができないことを理由として、以下の取扱いを行うこと。
  - ・受験、入学、授業受講、研究指導等を拒否すること。
  - ・実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
  - ・式典、行事、説明会、各種学内プログラムへの出席を拒否すること。
  - ・学内各施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
  - ・学内各種窓口等での対応を拒否し、又は対応順序を劣後すること。

#### 第2 合理的配慮の提供（第5条関係）

##### 1. 基本的な考え方

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応指針第5条第1項及び第2項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。

##### 2. 過重な負担の基本的な考え方

合理的配慮の提供については、対応指針第5条第1項が示すとおり、過重な負担が存在しないことを前提とする。過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するものとする。過重な負担にあたるかどうかは、学務部長又はこれが指名する者が責任を持って判断する。また、過重な負担にあたりと判断した場合は、当該学生にその理由を説明した上で、理解を得るよう努める。

- 教育・研究への影響の程度（教育・研究の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

- 費用・負担の程度
- 大学の規模、財政・財務状況

### 3. 合理的配慮の合意形成過程及び決定

合理的配慮の決定過程においては、障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利の主体が障害のある学生本人にあることを踏まえ、障害者本人の要望に基づいた調整を行う。この際、障害者本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、本学の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過重ではない」負担について、個別に判断する。

なお、個別具体的な手続きについては、「佐久大学・佐久大学信州短期大学部 障害学生支援規程」に基づき判断する。

### 4. 意思の表明

前項の個別具体的な手続きに必要な意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振り、サイン等による合図など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者、障害に関する専門家等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して、適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

## 第3 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第5条関係）

第2で示したとおり、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

### 1. 物理的環境への配慮

(以下例示)

- 移動に不自由・困難（視覚下肢等の障害）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
  - ・ドアの開閉や段差昇降の補助を行うこと。
  - ・窓口から利用施設までの道案内を行うこと。
  - ・利用施設に近い駐車場・駐輪場を確保すること。
  - ・施設利用の場所や時間を調整すること。
  - ・教室や会場についてアクセスしやすい場所に変更すること。
- 車いす利用者や目が不自由な者に配慮して、必要に応じて配布資料や使用器具の配置や配布方法を調整すること。
- 座席により参加しやすさが大きく変わる利用者（視覚、聴覚、下肢、病弱、精神、発達等の障害等）のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
  - ・入退室・着席離席しやすい座席、聞き取りやすい座席、感覚過敏の症状が出にくい座席等を確保すること。

- ・介助者や支援者（筆記通訳者等）の座席、介助犬のスペースを確保すること。
- ・休憩スペースを確保すること。

○障害がある利用者が施設・設備を、他の利用者と同様に利用できるように改善すること。

## 2. 情報伝達・意思疎通の配慮

(以下例示)

○音声によるコミュニケーションに不自由・困難（視覚、聴覚、精神、発達、記憶、注意力等の障害）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・直接的・具体的な表現を使って説明すること。
- ・話し方を調整する、筆談を交える等の伝わりやすさへの配慮を行うこと。
- ・重要事項や手順・指示等を書面（テキストデータ・図式化・イラスト化等）で伝えること。
- ・音声を含む資料（動画、音声ガイド等）の代替テキストを用意すること。
- ・授業・研修や説明会の情報保障として、補聴用マイクを使用すること。
- ・授業・研修や説明会の情報保障として、筆記通訳等の支援を行う又は支援に協力すること。

○読み書きに困難（視覚、上肢、学習等の障害）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・読みやすさ（表現、コントラスト、フォント等）に配慮して資料を作成すること。
- ・読み資料（教材、プレゼン資料、配布資料、パンフレット等）の代替資料（電子データ・点訳・拡大資料等）を提供する又は代替資料作成に協力すること。
- ・板書やプレゼン画面の配布用資料を用意する又は写真撮影を許可すること。
- ・代筆（書類記入、メモ等）を行う又は代筆を許可すること。

○情報アクセシビリティの程度により、参加しやすさが大きく変わる利用者（視覚、聴覚、上肢・下肢、精神、発達、記憶、注意力等の障害）のために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・予定・計画や予定変更の可能性等を事前に書面（テキストデータ等）で伝達しておくこと。
- ・手続きや作業の手順について、明確に記した書面（テキストデータ等）を用意すること。
- ・授業、研修、実習、説明会等で使用する資料を事前に提供すること。
- ・実習、演習等の補助者を配置する又は補助者に協力すること。

## 3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

(以下例示)

○移動に不自由・困難（視覚、下肢等の障害）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・車両乗降場所の変更・調整を行うこと。
- ・移動時間の変更・調整を行うこと。

○音声によるコミュニケーションに不自由・困難（視覚、言語、聴覚、精神、発達、記憶、注意力等の障害）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。

- ・聞き取りが必須となる行程（授業、審査等）を、他の方法（代替授業、代替審査等）で置き換えること。
  - ・パソコン、タブレット端末及びスマートフォンの補助アプリケーション、IC レコーダー等の録音機器の使用を許可すること。
  - ・グループワークや口頭発表の方法を調整・変更すること。
  - ・発言方法（筆記での発言への置き換え等）や発言時間を調整すること。
- 読み書きに困難（視覚、上肢、学習等の障害）がある利用者のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
- ・課題（レポート課題等）の提出期限の調整や代替課題の検討を行うこと。
  - ・読み書きのためにパソコン・タブレット端末・スマートフォンを使用することを許可すること。
- 障害のある利用者の参加機会の確保のために、必要に応じて以下のことを行うこと。
- ・申込・手続き（履修登録等）に関する個別対応を行うこと。
  - ・介助者、介助犬、支援者（筆記通訳者等）の施設内（教室、研修会場等）への立ち入りを許可すること。
  - ・授業中や研修中に支援機器・自助具（補聴器、拡大機器、パソコン・タブレット端末・スマートフォン、サングラス、イヤーマフ、マスク等）使用を許可すること。
  - ・授業中や研修中に途中退室することや適宜休憩をとることを許可すること。
  - ・授業中や研修中の服薬を許可すること。
  - ・欠席時の授業内容、研修内容の自学自習に対する助言を行うこと。
  - ・本学が実施する学外実習において、実習受け入れ機関と協力して合理的配慮のための調整を行うこと。
- 障害の有無に依らない公平な評価を可能とするために、必要に応じて以下のことを行う。
- ・定期試験において、障害特性に応じて時間延長、別室受験、支援機器利用、試験問題の拡大・点訳等の特別措置を講ずること。
  - ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性の観点から柔軟な評価方法への変更・調整を講ずること。

#### 第4 情報公開

障害のある進学希望者や学内の障害のある学生等に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示す。

特に、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリー化の状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等について、可能な限り具体的に明示するとともに、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開する。また、ホームページ等に掲載する情報は、障害者が利用できるようにアクセシブルに努める。

## 第5 組織体制の整備

本学における不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を進めるため、学長がリーダーシップを発揮し、学外資源の協力を含め、支援体制の確保に努める。

また、支援体制を整備するにあたり、状況に応じて障害のある学生等の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置を行うほか、学内だけではなく、学外（自治体、NPO、他大学、特別支援学校等）の教育・福祉資源の活用や障害当事者団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

## 第6 バリアフリー化

すべての学生が安全かつ円滑に学内施設を利用できるよう、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター、案内・サイン設置等について施設の整備を計画する際に配慮する。

また、既存施設におけるバリアフリー化や改修についても、合理的な整備計画を策定し、計画的なバリアフリー化の推進に努める。

### 1. 障害の状態・特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

障害をもつ学生が障害の状態・特性等に応じ、事務室、図書館、学生食堂、体育館等の共同利用施設・設備について、他の学生等と同様に利用できるよう、必要に応じて様々な教育機器・支援技術等の導入、人的支援体制や施設整備を検討し、利用環境の向上に努める。

また、個々の学生等の障害の状態・特性等に応じ、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、学内の各種施設・設備について、分かりやすさなどに配慮するとともに、日照、室温、視聴覚への影響等に配慮する。

### 2. 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、学生等の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組みにあたって、個々の障害の状態・特性等を考慮する。

## 第7 留意事項の見直し

合理的配慮提供の充実のため、留意事項の見直しを行うには、障害のある学生や関係する教職員及び外部有識者等に意見を聞き、学生総合支援センターが検討し、公表する。